

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300651 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400080 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 54 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 21 年 7 月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 25 年 8 月 * 日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人及び請求期間当時の給与・社会保険事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大 6 回に分割して、平成 21 年 7 月分から同年 12 月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の賞与支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日として届け出た旨回答している。

また、同僚から提出された平成 21 年 4 月 4 日付けの「給与、賞与改定通知書（通知）」には、A 社の経営が厳しい状況であることから、賞与については一括支給ではなく、分割して支給月より毎月支給とする旨記載されており、代表清算人及び事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金通帳等の出入金記録により、請求期間に係る賞与については、当時の保険料率により算出された社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応

じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分から同年12月30日に支払われた同年12月分までの給与に上乗せされて支払われていたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できるA社の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与が、同日に支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、複数の同僚の平成21年7月分賞与に係る支給明細書の総支給金額と一致する賞与額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は、賞与支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与支払届により、請求者の賞与額が確認できることから判断すると、請求者は、A社において、賞与支払年月日を同年7月31日とする賞与13万4,235円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額13万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、代表清算人及び事務担当者は、平成21年7月分賞与について、賞与支払年月日を平成21年12月30日として年金事務所に対し賞与支払届を届け出た旨回答している上、日本年金機構は、当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（東京）（受）第 2300654 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（東京）（厚）第 2400081 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額を 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 7 月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 25 年 8 月 * 日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人及び請求期間当時の給与・社会保険事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大 6 回に分割して、平成 21 年 7 月分から同年 12 月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の賞与支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日として届け出た旨回答している。

また、同僚から提出された平成 21 年 4 月 4 日付けの「給与、賞与改定通知書（通知）」には、A 社の経営が厳しい状況であることから、賞与については一括支給ではなく、分割して支給より毎月支給とする旨記載されており、代表清算人及び事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金通帳等の出入金記録により、請求期間に係る賞与については、当時の保険料率により算出された社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応

じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分から同年12月30日に支払われた同年12月分までの給与に上乗せされて支払われていたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できるA社の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与が、同日に支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、複数の同僚の平成21年7月分賞与に係る支給明細書の総支給金額と一致する賞与額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は、賞与支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与支払届により、請求者の賞与額が確認できることから判断すると、請求者は、A社において、賞与支払年月日を同年7月31日とする賞与36万4,325円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額36万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、代表清算人及び事務担当者は、平成21年7月分賞与について、賞与支払年月日を平成21年12月30日として年金事務所に対し賞与支払届を届け出た旨回答している上、日本年金機構は、当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300909号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400079号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月

② 平成21年7月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成25年8月*日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人及び当該期間当時の給与・社会保険事務担当者(以下「事務担当者」という。)は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、当該期間に係る賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月分から同年12月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の賞与支払年月日を平成21年12月30日として届け出た旨回答している。

また、同僚から提出された平成21年4月4日付けの「給与、賞与改定通知書(通知)」には、A社の経営が厳しい状況であることから、賞与については一括支給ではなく、分割して支給月より毎月支給とする旨記載されており、代表清算人及び事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金

通帳等の出入金記録により、請求期間②に係る賞与については、当時の保険料率により算出された社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分から同年12月30日に支払われた同年12月分までの給与に上乗せされて支払われていたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できるA社の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与が、同日に支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、複数の同僚の平成21年7月分賞与に係る支給明細書の総支給金額と一致する賞与額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は、賞与支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の賞与支払年月日を平成21年12月30日とする賞与支払届により、請求者の賞与額が確認できることから判断すると、請求者は、A社において、賞与支払年月日を同年7月31日とする賞与17万9,868円の支払を受け、当該賞与から標準賞与額17万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、代表清算人及び事務担当者は、平成21年7月分賞与について、賞与支払年月日を平成21年12月30日として年金事務所に対し賞与支払届を届け出た旨回答している上、日本年金機構は、当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、B社（平成20年4月10日付けでA社に名称変更）は令和4年3月28日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成25年8月*日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人は、当該期間当時の資料の所在は不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有しておらず、請求者が賞与の振込先としていた金融機関は、当該期間に係る取引明細は、保存期間経過のため確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400178 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400082 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 50 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 19 年 7 月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社は令和 4 年 3 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成 25 年 8 月 * 日付けで特別清算終結が決定されているところ、代表清算人は、請求期間当時の資料の所在は不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有しておらず、請求者が賞与の振込先としていた金融機関は、請求期間に係る取引明細は、保存期間経過のため調査はできない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。